加西市公共交通活性化協議会幹事会規程

(設置)

第1条 加西市公共交通活性化協議会に提案する事項について、事前に協議又は調整をするため、加西市公共交通活性化協議会規約第10条の規定に基づき、加西市公共交通活性化協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 幹事会の構成員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(事務局)

第3条 幹事会の事務局は、加西市ふるさと創造部に置く。

(会議)

- 第4条 会議は、事務局が招集し総理する。
- 2 必要な場合には、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。 (その他)
- 第5条 この規程に定めのない事項については、その都度協議する。

附則

この規程は、平成20年5月26日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月 1日から施行する。

別表 (第2条関係)

加西市ふるさと創造部長
加西市健康福祉部長
加西市地域振興部長
加西市都市整備部長
加西市病院事務局長